

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

福島国民年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

平成3年4月から、大学生も国民年金に強制的に加入することとされたので、私は、平成3年度の国民年金保険料を免除申請し、その承認を受けた。

平成3年12月にA市からB市に転居し、B市役所で転居手続きを行い、その後にもう一度同市役所に行った記憶があるので、調査の上、平成4年度の国民年金保険料について、未納から免除に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前年度である平成3年度については、免除申請を行い承認されていること及び申立期間を除く国民年金加入期間について未納が無いことから、申立人の国民年金制度に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「平成3年12月にA市からB市に転居し、B市役所で転居手続きを行い、その後、もう一度同市役所に行った記憶がある。」と述べており、申立人は、平成3年度分に続いて、申立期間である4年度分の免除申請を同年度にB市役所において行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成12年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月29日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成12年2月29日となっているが、私は同日まで同社に勤務していた。

私が所持している「平成12年3月給与」に係る給与明細表によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細表及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細表の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成12年1月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月まで

私が所持している年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日は昭和 48 年*月*日と記載されているものの、年金記録では、申立期間の国民年金保険料は未納とされている。

父は、私が 20 歳になった時に国民年金に加入させ、国民年金保険料は地区の納税貯蓄組合を通じて納付していたと言っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日及び特殊台帳の記録により、申立人は、昭和 49 年 10 月頃に国民年金手帳記号番号を付番され、同年 11 月 30 日に年金手帳を交付されたことが確認できることから、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなるどころ、納税貯蓄組合において過年度保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市（現在は、B 市）の検認カードによれば、従前から納税貯蓄組合を通じて納付していたとする両親の国民年金保険料については、申立期間及び前後の期間は 3 か月ごとに納付されている一方、申立人の申立期間直後の昭和 49 年度分の国民年金保険料については、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの分と、同年 10 月から 50 年 3 月までの分と 6 か月ごとに納付されていることから、このときまでは申立人の国民年金保険料は両親と同様には納付されておらず、申立人の国民年金保険料が両親と同様に 3 か月ごとに納付されるようになるのは、同年 4 月以降であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父の記憶は定かではないことから、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 6 月 1 日から 61 年 5 月 31 日までの期間においてA社に在籍していたが、オンライン記録では退職日と同日の同年 5 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっているので、調査の上、資格喪失日を同年 6 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主（申立期間当時は、副事業所長）及び事務担当者の回答により、申立人は、申立期間において、同事業所に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事務担当者は、「申立人の退職月の給与からは前月分の厚生年金保険料のみ控除し、退職月分の厚生年金保険料は控除しなかった。勤務形態が申立人と同様だったB業務従事者についても、同様に取り扱った。」としている。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社に係る離職日は、昭和 61 年 5 月 30 日となっており、厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している。

さらに、A社で昭和 54 年 1 月から平成元年 12 月までの期間において、申立人と同様の勤務形態で勤務したB業務従事者 5 人のうち、4 人が月の末日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該喪失日は雇用保険の離職日と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険第4種被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月1日から61年3月1日まで

私は、昭和59年6月21日から61年3月1日までの期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付した。

しかし、平成16年6月1日に、「第4種被保険者期間との重複が判明したので、過誤納保険料を還付する。」と社会保険事務所（当時）から通知され、申立期間の厚生年金保険料を還付された。その際、還付後の申立期間について何の説明も無かったので、申立期間が、何らかの被用者年金の被保険者期間であると思ったが、現在、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立期間当時、制度上、私が第4種被保険者になれないことが分かっていたら、国民年金に加入するなどして未加入期間が生じないようにすることができたにもかかわらず、20年近く後になってから、社会保険事務所が還付処理を行ったことも納得できない。

還付を受けた申立期間の厚生年金保険料を改めて納付してもかまわないので、申立期間を厚生年金保険第4種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、昭和60年改正前の厚生年金保険法第17条により、「第4種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が20年に達したときは、その資格を喪失する。」と定められているところ、オンライン記録によれば、平成2年12月18日及び11年6月8日に申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録が統合されたことが確認でき、当該記録統合により、申立人の厚生年

金保険被保険者期間は、申立期間直前の昭和 59 年 9 月 1 日時点で 20 年に達したことになり、申立期間を第 4 種被保険者期間とする必要は無いことから、当時の取扱要領に基づき、申立人の裁定手続時である平成 16 年 4 月 7 日に社会保険事務所が行った厚生年金保険第 4 種被保険者期間に係る申立人の資格喪失手続は、法令に照らし適正であったものと考えられる。

また、前述の厚生年金保険第 4 種被保険者期間に係る資格喪失手続に伴って生じる過誤納保険料について、社会保険事務所は、平成 16 年 7 月に還付決議を行い、当該保険料を還付していることが確認できることから、申立人自身も還付金を受け取ったことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、厚生年金保険第 4 種被保険者期間として認めることはできない。